

# 最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆さまこんにちは。このたびの豪雨災害により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。被災された皆様の生活が一日も早く平穏に復することをお祈り申し上げます。  
 今回は、令和6年1月から始まる「新NISA制度」についてご案内いたします。

## 新 NISA 制度

令和5年度改正により、NISA制度が抜本的に見直され、令和6年1月以降は「つみたて投資枠」と「成長投資枠」からなる新NISA制度が始まります。現行のNISA制度からの主な変更点と、新NISA制度の2つの投資枠の特徴をまとめました。

【参考1】現行NISAと新NISAの比較

	現行NISA		新NISA	
	つみたてNISA A (累積投資勘定)	一般NISA (非課税管理勘定)	つみたて投資枠 (特定累積投資勘定)	成長投資枠 (特定非課税管理勘定)
併用可否	年分ごとに選択適用		同一年での併用可	
口座開設可能期間	令和5年末まで		制限なし(恒久化)	
年間投資上限額	40万円	120万円	120万円	240万円
非課税保有期間	最長20年間	最長5年間	制限なし(無期限化)	
非課税保有限度額	800万円	600万円	1,800万円(枠の再利用が可能)	
				1,200万円(内数)
投資対象商品	一定の公募等 株式投資信託	上場株式・公 募 株式投資信託 等	一定の公募等 株式投資信託	上場株式・公募 株式投資信託等 (※)

(1) 年間投資上限額の拡充

新NISA制度では年間投資上限額がつみたて投資枠120万円、成長投資枠240万円となります。これにより、新NISA制度における年間投資可能額は360万円となります。

(2) 非課税保有限度額の拡充

新NISA制度では非課税保有限度額1,800万円となり、このうち成長投資枠の非課税保有限度額は1,200万円となります。例えば、1,800万円分全額をつみたて投資枠で利用することは可能ですが成長投資枠は1,200万円を超えて利用することはできません。

(3) 投資枠の再利用

新NISA制度における非課税保有限度額1,800万円は売却した分については再利用できます。ただし、売却と同一年に再利用することはできません。例えば、非課税保有額が上限の1,800万円でその年に600万円売却した場合、その年中にNISA口座で新たな投資はできず、翌年以降新たな投資が可能となります。

(4) 口座開設可能期間の恒久化

新NISA制度では口座開設可能期間が制限なし(恒久化)となります。

(5) 非課税保有期間の無制限化

新NISA制度では非課税保有期間制限なし(無期限化)となります。

出典：税務通信 3759号 2023年7月3日より

詳しいことをお聞きになりたい際は、  
 お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。  
 TEL：092-726-2350